

令和7年4月11日

保護者 様

各務原市立緑苑小学校
校 長 小木曾 達也

台風接近に伴う対応について（指針）

台風鵜の接近に伴う、警報発表時における休業及び登下校については、下記のようになります。
内容について確認いただき、対応についてご理解ご協力をお願いします。

記

1. 児童生徒が登校する前（家庭にいるとき）に警報が発表されている場合

（※「警報」とは、特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報をいいます。）

- ① 警報が解除されるまで家庭において待機させてください。
- ② 午前6時までに警報が解除された場合、平常どおり登校させてください。
- ③ 午前6時から午前11時までに警報が解除された場合は、解除から1時間後に授業を開始しますので、それまでに登校させてください。
- ④ 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合は、休業とします。

※上記②③の場合でも道路や橋の損壊、家や樹木の倒壊等で危険な場合は、登校させないでください。（学校への連絡をお願いします。）

2. 児童生徒が登校してから（学校にいるとき）警報が発表された場合

- ・警報発表時の気象状況、道路・交通の状況などから判断して、児童生徒を安全に帰宅させられると認める場合は、授業を中止して速やかに帰宅させます。状況により、保護者様にお迎えをお願いする場合がありますので、ご家庭で話し合っておいてください。

3. （登校前、登校後に限らず）警報発表前で、今後、警報の発表が予想される場合

- ・児童生徒の安全確保の観点から判断し、休業や授業の打ち切りを決定することがあります。